

ウマノス ズクサ科	ケイリン サイシン	<i>Asarum heterotropoides var.mandshuricum</i>	生育地が極めて少なく、生育環境の悪化が顕著にみられることに加え、園芸目的の採取圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ポタン科	ベニバナ ヤマシャ クヤク	<i>Paeonia obovata</i>	生育地が急激に減少しつつあり、生育環境の悪化が顕著にみられることに加え、園芸目的の採取圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
マンサク 科	トキワマ ンサク	<i>Loropetalum chinense</i>	生育地、生育個体数がともに極めて少なく、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
フウロソ ウ科	ツクシフ ウロ	<i>Geranium soboliferum var.kiusianum</i>	生育地が極めて少ないことに加え、生育環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ミソハギ 科	ホザキキ カシグサ	<i>Rotala rotundifolia</i>	生育地、生育個体数がともに極めて少なく、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
サクラソ ウ科	サワトラ ノオ	<i>Lysimachia leucantha</i>	生育地が極めて少ないことに加え、園芸目的の採取圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
サクラソ ウ科	サクラソ ウ	<i>Primula sieboldii</i>	生育環境の悪化が顕著にみられることに加え、園芸目的の採取圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
サクラソ ウ科	イワザク ラ	<i>Primula tosaensis</i>	生育地が極めて少ないことに加え、園芸目的の採取圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ゴマノハ グサ科	ツクシト ラノオ	<i>Pseudolysimachion kiusianum</i>	生育地が急激に減少しつつあることに加え、生育環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ゴマノハ グサ科	ツクシク ガイソウ	<i>Veronicastrum sibiricum var.zuccarinii</i>	生育地が急激に減少しつつあることに加え、生育環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
キキョウ 科	ヤツシロ ソウ	<i>Campanula glomerata var.dahurica</i>	生育地が急激に減少しつつあることに加え、生育環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
キク科	ヒゴシオ ン	<i>Aster maackii</i>	生育地が極めて少ないことに加え、生育環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
キク科	ヒゴタイ	<i>Echinops setifer</i>	生育地が急激に減少しつつあることに加え、生育環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ユリ科	タマボウ キ	<i>Asparagus oligoclonos</i>	生育地が極めて少ないことに加え、生育環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ユリ科	スズラン	<i>Convallaria keiskei</i>	生育地が極めて少なく、生育環境の悪化が顕著にみられることに加え、園芸目的の採取圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ユリ科	カタクリ	<i>Erythronium japonicum</i>	生育地が極めて少ないことに加え、人の踏圧による生育個体の損傷がみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ユリ科	ノカンゾ ウ	<i>Hemerocallis fulva var.longituba</i>	生育地、生育個体数がともに極めて少ないことに加え、園芸目的の採取圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ユリ科	ヒメユリ	<i>Lilium concolor var.partheneioni</i>	生育地が急激に減少しつつあり、生育環境の悪化が顕著にみられることに加え、園芸目的の採取圧が高く、絶滅のおそれ

			があることから、特に保護を図る必要がある。
アヤメ科	エヒメア ヤメ	<i>Iris rossii</i>	生育地が極めて少なく、生育環境の悪化が顕著にみられることに加え、園芸目的の採取圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
カヤツリ グサ科	トダスゲ	<i>Carex aequialta</i>	生育地、生育 個体数がともに極めて少ないことに加え、生育環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ラン科	クマガイ ソウ	<i>Cypripedium japonicum</i>	生育地が急激に減少しつつあることに加え、園芸目的の採取圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ラン科	サギソウ	<i>Habenaria radiata</i>	生育地が極めて少ないことに加え、生育環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。

2 動物（8種）

科 名	種 名		指定の理由
	和 名	学 名	
ウミガメ 科	アカウミ ガメ	<i>Caretta caretta</i> (Linnaeus)	産卵地が極めて少ないことに加え、卵の盗掘等がみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
サンショ ウウオ科	オオダイ ガハラサ ンショウ ウオ	<i>Hynobius boulengeri</i> (Thompson,1912)	生息地、生息個体数がともに極めて少なく、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
イトト ンボ科	モートン イトトン ボ	<i>Mortonagrion selenion</i>	生息地が極めて少なく、生息環境の悪化が顕著にみられることに加え、環境変化の適応性が極めて弱く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
モノサシ トンボ科	ゲンバイ トンボ	<i>Platycnemis foliacea sasakii</i>	生息環境の悪化が顕著にみられることに加え、環境変化の適応性が極めて弱く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
アオイト トンボ科	コバネア オイトト ンボ	<i>Lestes japonicus</i>	生息地が極めて少ないことに加え、生息環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ゲンゴロ ウ科	マルコガ タノゲン ゴロウ	<i>Cybister lewisianus</i>	生息地が極めて少なく、生息環境の悪化が顕著にみられることに加え、飼育・標本目的の捕獲圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
シジミ チョウ科	オオルリ シジミ	<i>Shijimiaeoides divina asonis</i>	生息環境の悪化が顕著にみられることに加え、標本目的の捕獲圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
タテハ チョウ科	オオウラ ギンヒョ ウモン	<i>Fabriciana nerippe</i>	生息環境の悪化が顕著にみられることに加え、標本目的の捕獲圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。

熊本県告示第 641 号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）附則第6項の規定に基づき、特定希少野生動物の指定を解除するので次のとおり告示する。

平成17年5月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

科 名	種 名		解除の理由
	和 名	学 名	
シジミ チョウ科	タイワン ツバメシ	<i>Everes lacturnus kawaii</i>	唯一の食草であるシバハギの発生地との移動に伴って生息地が変わり、1地域で生息個体が減少しても、他地域で存続する

	ジミ	ことが調査により判明したことから、指定希少野生動物に指定しなくても種の存続が可能であると判断されるため。
--	----	--

**熊本県告示第 642 号**

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）に基づき、生息地等保護区及び管理地区を指定するので、同条例第34条第7項（同条例第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示し、平成17年6月1日から施行する。

平成17年5月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**第1 生息地等保護区の指定**

- 1 名称  
立田山生息地保護区
- 2 指定の区域  
熊本市龍田の一部 0.4 ヘクタール
- 3 指定に係る指定希少野生植物種  
カヤツリグサ科 トダスゲ (*Carex aequalta*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
  - (1) トダスゲの個体の生育のために確保すべき環境  
トダスゲの個体の生育のためには、その生育環境である湿地等とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
  - (2) 生育環境の維持のための管理の方針  
(1)で掲げた本種の生育条件を維持するため、適切な方法により草刈り等を実施し、植生の遷移を抑制するよう努める。  
さらに、本種の生育環境の維持が特に重要であることから、全域を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生育環境の適切な管理を行うものとする。

**第2 管理地区の指定**

- 1 名称  
立田山生育地保護区管理地区
- 2 指定の区域  
立田山生育地保護区の区域全域
- 3 指定に係る指定希少野生植物種  
カヤツリグサ科 トダスゲ (*Carex aequalta*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
  - (1) トダスゲの個体の生育のために確保すべき環境  
トダスゲの個体の生育のためには、その生育環境である湿地等とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
  - (2) 生育環境の維持のための管理の方針
    - ア 工作物の設置  
トダスゲの生育条件の維持を困難とするような、工作物の設置は行わないこと。
    - イ 土地の形質の変更  
トダスゲの生育条件の維持を困難とするような、土地の形質の変更は行わないこと。
    - ウ 土石の採取等  
現状の地形及び地質の維持を図るため、鉋物の採掘及び土石の採取は行わないこと。
    - エ 水面の埋立て、干拓  
現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。
    - オ 河川、湖沼等の水位、水量の増減  
現状の地質の維持を図るため、水位及び水量の増減は行わないこと。
    - カ 木竹の伐採  
トダスゲと一体的に生育している木竹の伐採は行わないこと。

**熊本県告示第 643 号**

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）に基づき、生息地等保護区及び管理地区を指定するので、同条例第34条第7項（同条例第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示し、平成17年6月1日から施行する。

平成17年5月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**第1 生息地等保護区の指定**

- 1 名称  
日奈久塩北町生育地保護区
- 2 指定の区域